

公務員制度改革大綱に基づく措置について

平成14年3月29日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）記3(3)「公益法人への再就職に係るルール」に基づき、下記のとおり、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

- 1 各府省は、所管公益法人に対し、公表する当該法人の役員名簿に次に掲げる事項を付記するよう指導する。
 - (1) 各役員の常勤・非常勤の別
 - (2) 国家公務員出身者である役員についてはその最終官職（官房付等で退職した者については、その前職名も併せて記載する。）
上記の「国家公務員出身者」とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者とする。
- 2 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）に対し、以下のとおり指導する。
 - (1) 役員の報酬・退職金に関する規程を定めること。
 - (2) (1)の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。
また、各府省においては、(1)の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとするとともに、各府省のホームページに掲載する。
- 3 各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）については、2の措置に加え、以下の措置を講ずる。
 - (1) 常勤の役員の報酬・退職金等について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）によるほか、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導すること。

- (2) 役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、今般、独立行政法人役員についても決定(「特種法人等の役員の給与・退職金等について」平成 14 年 3 月 15 日閣議決定)がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請すること。